第22回理事会

3・14集会やオンライン訴訟

当面の医療運動対策決める

大阪府歯科保険医協会は2月21日に第22回理事会を開き、「構造改革」路線から社会保障重視に政治の流れを変えるため「守ろういのち！なくせ貧困！3・14近畿総決起集会」を100人の参加で成功させる、レセプトオンライン義務化の撤回を目指し大阪でも訴訟を起こす、次期診療報酬改定に向けて保険給付縮小につながる選定療養の拡大に反対し、普及している給付外診療の導入を求める立場で会内討議をするなど、当面の医療運動対策を決めた。

近畿総決起集会は、小泉「構造改革」下での公的医療費・社会保障費の削減を止めさせ社会保障重視の政治に転換することを求めて、近畿2府4県の医科・歯科保険医協会、民医連、社保協などが実行委員会を作り、大阪・御堂会館で14日に1500人規模で開く。

レセオンライン請求義務化撤回の神奈川訴訟は、961人が原告になり1月21日に横浜地裁に提訴、現在訴訟賛同者は1500人を超え、第二次提訴が準備されている。大阪では医科協会が2月12日の理事会で大阪地裁に提訴することを決め、歯科協会にも提訴協力への呼びかけがあり、歯科協会としても共同することを決めた。

次期診療報酬改定にむけて厚労省や日歯が選定療養を志向するなかで、大阪歯科協会として保険でよりよい歯科医療を行うため、保険給付拡大の障害になっている51年通知は原則廃止するとともに、選定療養を拡大させず、普及している給付外診療の保険導入を求める立場で会内討議を進める。併せて、原則3割の患者負担引き下げ、子ども医療費の無料化拡大などを求めていく。

個別指導が強化されつつある事態には、大阪府議会での改善提起、近畿厚生局への改善要望の提出などに取り組む。

3・14集会に参加しましょう

景気低迷・雇用不安のなか、構造改革の名のもとに行われる社会保障削減は、ますます国民の生命を削るものとなっている。院内での署名協力は増えてきているものの、患者さんの不安は増すばかり――。

これ以上、だまっていられません。国民の生命・暮らしを守るのは国としての責任です。いつまでもがまんしてだまっているときではありません。医療人として、国民として、当然守られるべき社会保障のため、皆で集会に参加して意思表示しましょう。

（城東区・玉川尚美）

衆院予算委員会

住江保団連会長が意見陳述

国民の健康を守る緊急提言

衆議院予算委員会が2月16日に行った中央公聴会で、全国保険医団体連合会の住江憲勇会長が民主党など野党4党の推薦で公述人として招請され、2200億円の社会保障費削減の撤回や患者負担引き下げなどを提案する「景気悪化から国民の健康を守る緊急提言」をもとに意見を述べた。

住江氏は、「個人消費の低迷、不況の深刻化、雇用情勢の一層の悪化という悪循環のなか、国民生活を守るための実効性ある経済対策が緊急に求められている。社会保障の拡充策は、個人消費を高め新たな雇用を生み出す景気対策である」として、社会保障費を毎年2200億円削減する閣議決定の撤回を強く求めた。

緊急提言は保団連や民医連などで構成する医療団体連絡会議が1月14日に公表したもので、無保険者の解消と患者窓口負担の2割への引き下げ、歯科では義務教育終了までの医療費の無料化などを柱に、景気悪化のなかで国民のいのちと健康を守るための施策が提案されている。

国会要請

構造改革路線見直すべき

辻元氏　共済で超党派の取り組み示す

支持率が急落し政権末期状態となった麻生内閣に、与党議員の中からも社会保障費削減やシーリング路線の撤回を強く求める声があがるなど、社会保障の拡充を願う世論と運動が国会を動かしている。2月19日の国会行動では、協会の下井戸昭介副理事長、古田光行監事、事務局ら4人が、社会保障費2200億円削減の撤回とすべての自主共済を保険業法の適用除外とすることなどを求め、大阪選出の国会議員に訴えた。

社民党の辻元清美衆院議員との懇談には、保団連・住江憲勇会長も参加。住江会長は、保険医休業保障の設立趣旨やこれまで健全に運営し休業した会員と地域医療を支えてきたことや、営利目的の保険業と全く異なることを説明し、国会の責任で救済措置を講じるよう求めた。下井戸副理事長は、自主共済の6つの基準を示し保険業と明確に区分することを求める要望書を手渡した。

辻元氏は、「助け合いの精神で発展してきた共済制度の改悪は、療養に専念できない状態を生み出し結果的に地域医療の崩壊につながる。今こそアメリカ型の市場原理導入を推し進めてきた構造改革路線を見直す時期」と述べ、超党派で自主共済問題に取り組む考えを示した。

民主党の平野博文衆院議員はレセプト・オンライン請求義務化に対し、「患者の診療情報漏えいの危険性や対応できず廃院に追い込まれる医院が増えるなど、問題点が多々あると多くの先生から聞いている」と一定の理解を示した。

◇◆◇

（今回の要請先・敬称略）

【面談議員】

（社民・衆）辻元清美、（民主・衆）平野博文

辻元衆院議員（左）に要請書を手渡す、下井戸氏（右）と古田氏（中）＝2月19日、衆議院会館

【秘書対応】

（自民・衆）井脇ノブ子・大塚高司・岡下信子・北川知克・竹本直一・谷畑孝・中馬弘毅・とかしきなおみ・中山太郎・中山泰秀・西野あきら・原田憲治・松浪健四郎・松浪健太・柳本卓治・矢野隆司、（参）北川イッセイ、谷川秀善、（民主・衆）長安豊・藤村修、馬淵澄夫（参）梅村聡・尾立源幸・高嶋良充・辻泰弘・藤原正司・松岡徹、（公明・衆）池坊保子・北側一雄・佐藤茂樹・谷口隆義・田端正広、（参）白浜一良・山下栄一・山本香苗、（共産・衆）石井郁子・穀田恵二・吉井英勝、（参）山下芳生

「4医療費助成削減反対」署名を提出

協会は定例府議会開会日の2月24日、会員に協力を呼びかけていた「府の4医療費助成制度の削減反対」署名を府議会議長あてに提出した。署名は同日時点で150医院から4624筆寄せられた。医科協会など他団体と合わせて、合計3万1056筆もの府民の願いを府議会に届けた。

大阪城公園で開かれた集会では、様ざまな分野・団体から350人が参加。新婦人の会の上嶋ゆり子さんは「子どもの医療費窓口負担が重く、受診控えの人が少なくない。兄弟が同時に風邪を引いても、下の子しか病院にいけないという相談者もいる」と報告。府立高校の非常勤職員や国際児童文学館関係者からも発言があった。

申告ワンポイント□アドバイス

開業初年度の確定申告

斎藤　直樹（税理士）

本稿では、開業初年度の歯科医師に特徴的な問題を中心に取り上げます。

（1）歯科医師に関する税制の特徴

①所得税（国税）の計算上、社会保険診療報酬については、必要経費の計算について概算による計算を選択することが認められています。これを租税特別措置法（措法）26条による計算といいます。ただし1年間の社会保険診療報酬の金額が5千万円以下の場合に限られます。

②同じく社会保険診療報酬について事業税（都道府県の税）が非課税とされています。

③消費税（国税）についても社会保険診療報酬については非課税とされています。

以上のうち①の措法26条による計算が今回の確定申告に特に大きな影響があります。その具体的な計算方法については、前号本紙に詳細に解説しています。

（2）医院以外の所得

開業初年度には、本業の医院の収入以外に、旧勤務先や非常勤の勤務先からの給与、旧勤務先からの退職金等の収入が発生することがあります。これらは次のように分類されます。

①医院の収入…事業所得
②給料…給与所得
③退職金…退職所得

このように分類するのは、それぞれに必要経費の計算方法が異なるからです。①については原則として実際の金額で、②と③についてはそれぞれに一律の必要経費が認められます。

（3）歯科医師会の入会金や返還されない保証金

歯科医師会の入会金を例えば400万円支払ったとします。これは繰延資産と呼ばれます。全額必要経費になるのはなるのですが、1年間では経費にはならず5年間かけて均等に経費になるのです。またビルなどで開業している場合、支払った保証金の内返還されない部分がありますがこの金額も5年間かけて均等に経費になります。

（4）開業費

開業準備のために支出する費用があります。開業のための情報収集費用、開業のための謝礼、交通費、開業前の家賃（空家賃）開業祝賀費用、挨拶まわりの手土産などです。これらは開業費と言い、前記(3)と同じ繰延資産ですが、経費にする仕方が5年間で均等でなしに1年目でも5年目でもいつでも好きなときに経費にできます。雑多な経費ですので領収証を整理しておくとか、領収証の無いものは日時、金額、支出の理由などを記録しておく必要があります。

（5）源泉税の控除

社会保険診療報酬支払基金から振り込まれる報酬や、給料や退職金からは支払時に源泉税を天引きされています。これらの源泉税は確定申告書の末尾のところに記入して支払うべき税額から控除し、控除しきれなかった場合は還付を受けることとなります。

（6）青色専従者給与と医業の概算経費控除との関係

所得税の大原則として、配偶者等生計を一にする親族に対して支払った給与は必要経費とは認められません。この例外が青色専従者給与です。青色申告であること、その他の条件を満たしていることが必要です。例えば、青色専従者給与として400万円を支給すると医業の所得が400万円減るわけで、大変有利なので広く利用されています。ただし、医業の概算経費控除を使う場合には必ずしもこのようにはいきません。青色専従者給与と概算経費控除を同時に使うことができないからです。一般的には社会保険診療報酬が5千万円を超える場合は使った方が有利だが、超えない場合は使わない方がよいと言えそうです。